避難施設に関する説明資料
（施設の管理者用）

平成１８年４月

北　　海　　道

はじめに

この説明資料は、避難施設として指定するに当たり、施設の管理者の皆様に、避難施設の指定の考え方や手続などを理解していただくために作成したものです。「国民保護に関する説明資料（共通）」とあわせてご覧下さい。

国民保護についてご理解とご協力をお願いします。

この資料の構成

この説明資料は、避難施設に関する基本事項、避難施設に関する書類の手続、その他避難施設に関する事項について整理しています。

（オレンジ色の枠）は、主な項目を大項目として編さんすることを表しています。
（水色の枠）は、その中の具体的な個別項目に関する説明を表しています。

また、☺ のマークが付いた太枠内の記載は、避難施設として指定を受けた場合、道として管理者の皆様にお伝えしておきたい内容を記載しています。

この他ご不明な点がありましたら、最寄りの市町村、支庁又は北海道総務部危機対策局までご連絡下さい。

避難施設に関する基本事項

避難施設について

武力攻撃事態等において、避難施設は、住民の避難、又は避難住民等の救援のために提供する施設として重要な役割を果たします。

このため、国民保護法では、都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならないとされています。
（国民保護法第１４８条第１項）

一方、指定された施設が実際に避難施設として使用されるときには、施設本来の目的での使用が制限され、又は不能となりますが、国民保護法第１４８条第２項には、施設の管理者の同意に関する規定があります。

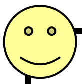

国民保護法により避難施設として指定された施設は、武力攻撃事態等において避難する住民を受け入れるための施設として使用することや、収容施設の供与、炊き出し等の救援を実施する場所として使用することを想定しています。

避難施設として指定することに同意すると、武力攻撃事態等が発生した場合、施設を本来の利用目的外の用途に使用（例：体育館を避難住民の仮宿泊に利用）されます。また、当該施設の管理者には、国民保護法の規定により避難施設に関する届出の義務が発生します。（国民保護法第１４９条）

ただし、この指定に伴って、当該施設の従業員等に対し新たに法令上の義務が課されることはありません。

※武力攻撃事態等が発生し避難住民を受け入れた後、道及び市町村は、避難住民のために必要な活動のための人手が不足した場合、ボランティア等広く一般の方々に協力を求めることとなります。また道又は市町村が避難所を開設し、避難住民等に対する救援を開始した場合は、避難所の開設者は、国民保護措置に関する様々な要請を行います。

施設を管理する皆様におかれましても、避難住民等の生命、身体を守るために可能な限りご協力をお願いします。

施設の管理者について

国民保護法では、都道府県知事は、避難施設を指定するに当たっては、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得なければならないとされています。
（国民保護法第１４８条第２項）

知事が避難施設を指定する場合の考え方としては、一義的には、実際の施設の管理者の同意を得れば十分であると考えていますが、指定管理者制度をはじめ、様々な管理の形態があること及び契約の内容、武力攻撃事態等においてに避難施設として活用するという特殊性から、場合によっては、所有者にも確認を行っておく必要があると考えています。

このため道では、国民保護法上同意を求める「施設の管理者」の範囲については、原則として、「事実上の管理権を有しているもの全般」とし、次のとおりとしています。

（１）道が有する公の施設

ア　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条その他関係条例により知事が公の施設として設置した施設のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）その他関係条例により北海道教育委員会が管理する財産を除くものについては、知事。

イ　地方自治法第２４４条その他関係条例により知事が公の施設として設置した施設のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律その他関係条例により北海道教育委員会が管理する財産については、北海道教育委員会。

（２）上記以外に道が有する施設

（１）のア及びイの取扱いに準じる者。

（３）市町村が有する公の施設

ア　地方自治法第２４４条その他関係条例により市町村長が公の施設として設置した施設のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律その他関係条例により市町村の教育委員会が管理する財産を除くものについては、市町村長。

イ　地方自治法第２４４条その他関係条例により市町村長が公の施設として設置した施設のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律その他関係条例により市町村の教育委員会が管理する財産については、市町村の教育委員会。

（４）上記以外に市町村が有する施設
（３）のア及びイの取扱いに準じる者。

（５）（１）から（４）以外の施設
（１）から（４）以外の施設を対象とする場合は、当該施設について事実上の管理権を有する者。

避難施設の主な用途について

避難施設は、想定する事態や国民保護措置により様々な用途に使用されます。国民保護法では、「政令で定める基準を満たす施設」を避難施設として指定しなければならないとされています。（基準については、次ページ以降に記載。）

避難施設は、想定する事態や国民保護措置により、様々な用途に使用されますが、道では、用途として次の二つに区分しています。

①武力攻撃事態等の発生に対し一時的な避難が必要な場合に家族や近所の人の安全を確保するための場所としての「一時避難施設」。

②冬期間、雨天時若しくは夜間又は長時間の避難が必要な場合に、身体、生命を守る場所としての「収容避難施設」。

【　避難施設の主な用途　】

避難施設の主な用途

（屋内退避）　（一時的な集合場所）　（救援のための収容施設）

指定の基準について

避難施設の基準については、政令により次のとおり規定されています。（国民保護法施行令第３５条）

一　公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。

二　避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

三　速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

四　火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

五　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

道としては、上記の国の基準を踏まえつつ、道国民保護計画において、次のとおり留意事項を定めています。
（道国民保護計画　第２編第２章（P43～P44））

① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

⑦ 避難時期や避難の長期化により冬季において使用することも想定されるため、除雪体制や暖房設備が整備されている施設を指定するよう配慮する。

避難施設に関する書類の手続等

避難施設の指定について

避難施設として指定された施設は、実際に避難施設として使用されるときには、施設本来の目的での使用が制限され、又は不能となることから、都道府県知事は、避難施設を指定するに当たっては、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得なければならないとされています。（国民保護法第１４８条第２項）

従って指定に当たって、知事は、書面により施設の管理者に同意を求めることとなります。指定の手続については、道は、避難施設の指定等に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」といいます。）を定めています。

【　指定の手続　】

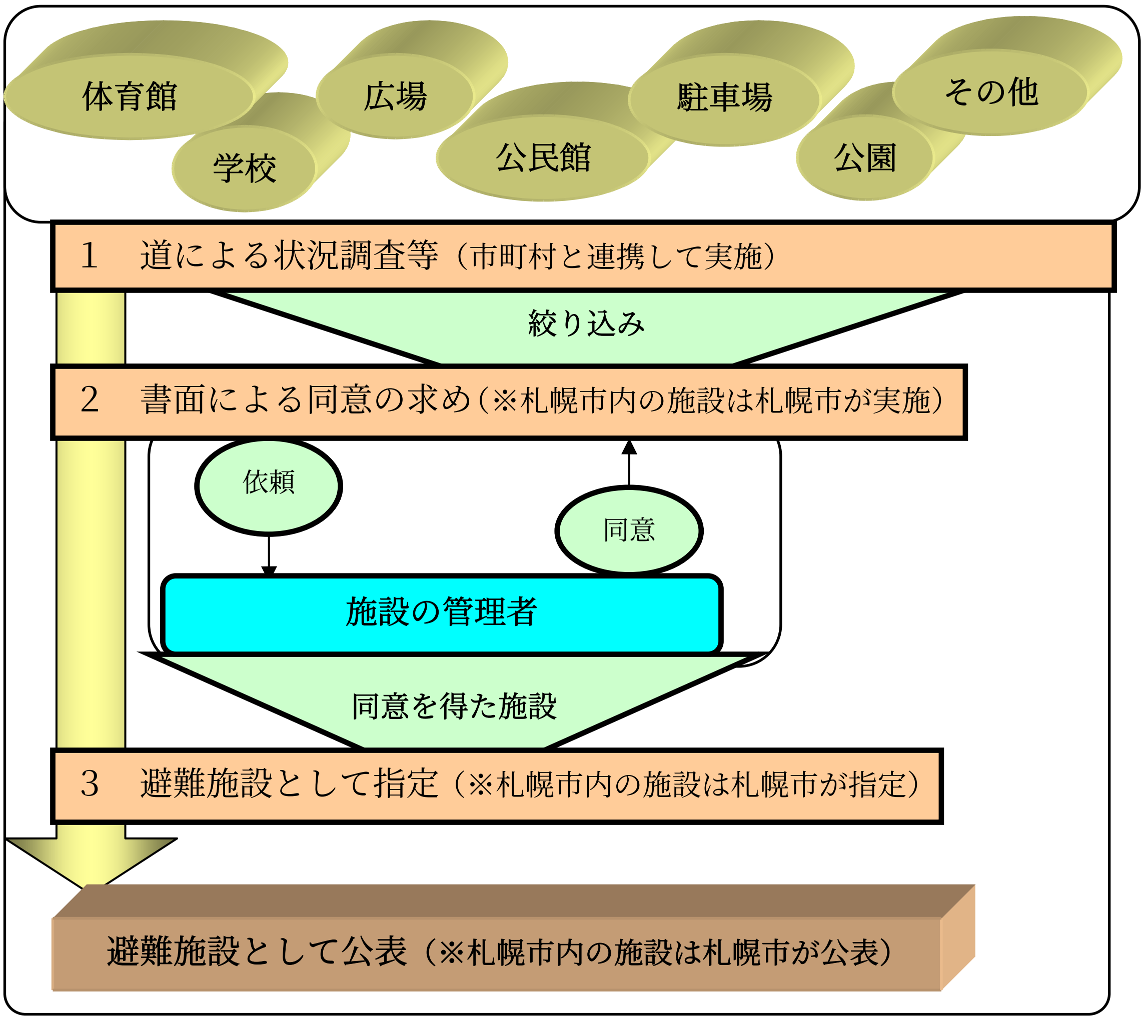

上記のとおり、避難施設の指定に当たっては、知事は事務取扱要領の定めに従って、様式１の書面により同意を求めますので、武力攻撃事態等において、当該施設を避難施設として提供していただくことに同意する場合は、様式２の書面により回答してください。
知事は、同意のあった施設について、様式３の書面により指定の通知を送付するとともに、道のホームページ等により広く公表します。

避難施設に関する届出について

避難施設として指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築その他の事由により当該施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、国民保護法の規定により、知事に届けなければならないとされています。（国民保護法第１４９条）

ここでの「重要な変更」とは、「当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の１０分の１以上の面積の増減を伴う変更」とされています。（国民保護法施行令第３６条）

当該施設のどの部分を避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべきかをあらかじめ確認して指定しているため、避難施設において行う避難住民等の受入れ又は救援の実施に大きな影響を及ぼす可能性がある変更内容については、知事が把握しておく必要性が高いため、こうした届出義務が定められています。

従って避難施設として指定のある施設の管理者は、施設を廃止するときは、事務取扱要領に従って、様式４の書面により「避難施設の廃止届」を提出して下さい。

知事は上記の廃止届を受理したときは、様式６の書式により避難施設の指定を解除します。

また、「当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の１０分の１以上の面積の増減を伴う変更」を行う場合には、様式５の書面により、知事宛に届出を提出して下さい。

（道国民保護計画　第２編第２章（P44））

ただし指定管理者制度対象施設については、届出の義務は、施設の廃止、用途の変更、改築等に関する権限のある側から提出していただくこととなりますので、十分注意して下さい。

避難施設に関する状況調査について

知事は、避難施設として指定をした後、国の定める標準的な項目に従って避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化を図るため避難施設の情報を国に報告します。（道国民保護計画　第２編第２章（P44））

このため、道では施設の管理者を対象とした定期的な状況調査を実施しますので、国の定める標準的な項目に関する情報を提供するほか、情報内容の変更等についても当該状況調査に併せていきたいと考えておりますので、避難施設のデータベースの更新にご協力をお願いします。

避難施設の使用について

避難施設の使用について（避難）

実際に武力攻撃事態等が発生した場合、政府は、事態対処法に基づき対処基本方針を決定します。

内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、事態対処法により武力攻撃事態等対策本部を設置するとともに、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定について閣議決定し、総務大臣を経由して通知します。

（国民保護法第２５条）

知事はこの通知を受けて国民保護対策本部を設置するとともに、警報の通知、避難の指示を実施し、市町村と連携して住民を避難させます。

避難施設の管理者に対しては、知事からの避難の指示の内容について通知があります。放送等に注意しつつ、行政機関からの連絡に応じ、鍵を開たり、避難住民等を受け入れるスペースを確保するなどについてご協力ください。

【　武力攻撃事態等が発生してから避難が解除されるまでの基本的な流れ（再掲）　】

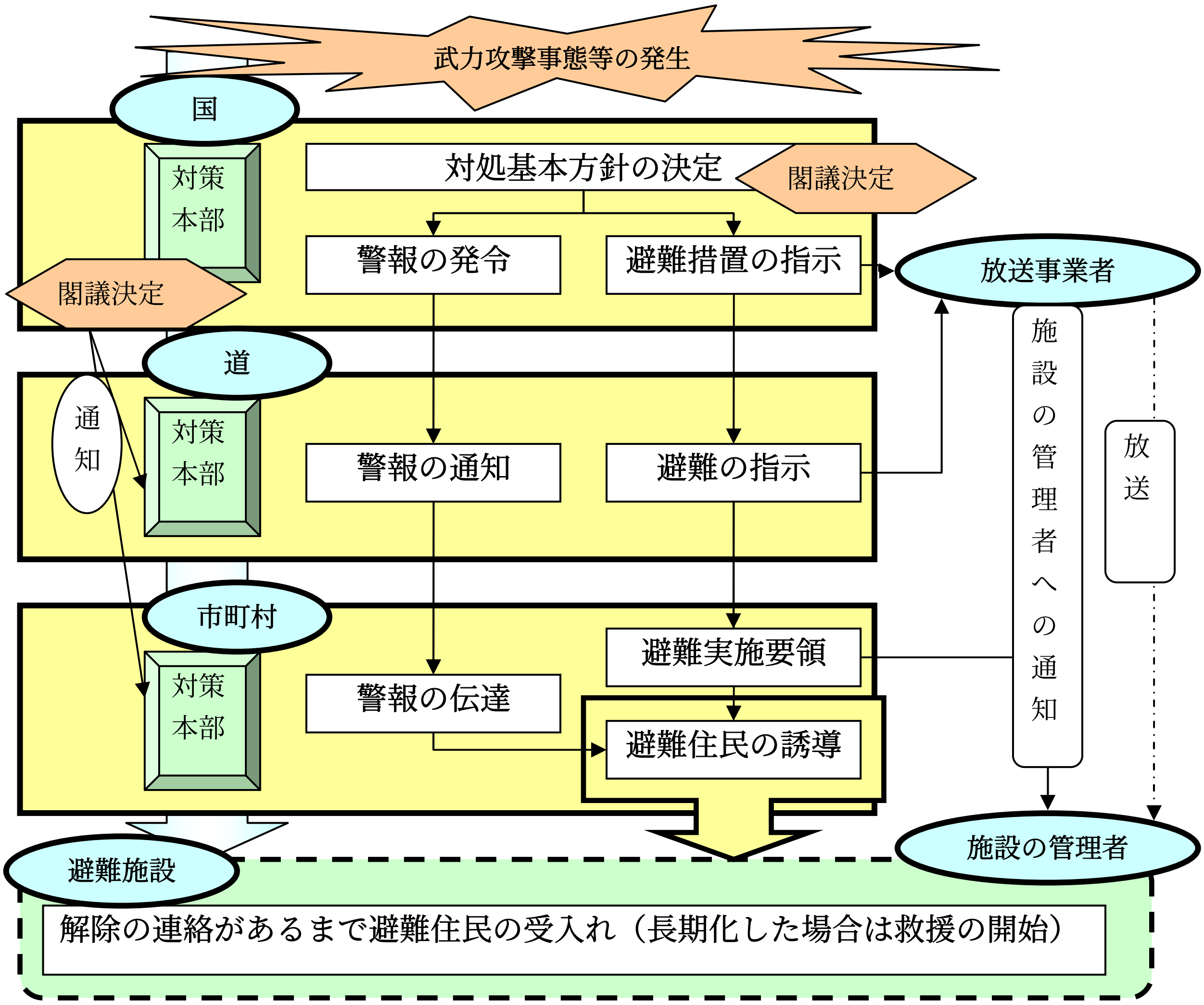

避難施設の使用について（救援）

国民保護法では、避難住民等の救援などに関する措置について、知事が実施することとされています。
（国民保護法第７５条）
具体的には、行政機関が主体となり、収容施設の供与、食品・飲料水・及び生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供などを実施します。
（道国民保護計画第　３編第５章（P95～P100））

事態の推移によっては、避難施設に避難所が開設され、避難住民等の避難生活が開始されることがあります。避難所の開設及び運営管理は、道又は関係市町村が主体となって行います。

避難施設の管理者としては、以下について可能な範囲でご協力下さい。

① 避難住民が施設に到着した際は、迅速な受入れにご協力ください。

② トラック・バスなどが頻繁に訪れることがありますので、安全には注意してください。

③ 避難所を開設した後は、避難住民のための空間の他、食料・飲料水等の生活必需品が運び込まれますので、あらかじめ同意のあったスペースの確保にご協力ください。
その避難所の運営主体である行政機関からの相談にご協力ください。

その他避難施設に関する事項

札幌市内の避難施設について

国民保護法では、知事が実施する避難住民等の救援などに関する措置について、大都市の特例が設けられており、道内では政令指定都市である札幌市が該当します。

具体的には、救援、避難施設の指定及び届出、赤十字標章等の交付等、関係する財政上の措置等について、道と対等の権限で行うこととされています。

従って札幌市内における避難施設は札幌市が指定します。また、武力攻撃事態等が発生した場合、札幌市内における避難住民等への救援は、札幌市が行います。（国民保護法第１８４条）

札幌市内の避難施設の指定等に関するお問い合わせは、直接札幌市に確認をお願い致します。

指定管理者制度対象施設の扱いについて

地方自治法第２４４条で規定する公の施設は、普通地方公共団体が管理しますが、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法の規定により、指定管理者に行わせることができるとされています。（地方自治法第２４４条の２第３項）

国民保護法に基づく避難施設の指定に当たっては、施設の管理者の同意が必要とされています。このため道では今後、既に避難施設として指定した施設を除き、新たに避難施設として指定する場合は、指定管理者に対してもあらかじめ同意を求める方針です。従って指定管理者が交代した場合は、知事は、事務取扱要領に従って新しい指定管理者に対し同意を求めることとなります。

なお、避難施設として指定された場合は、他の避難施設と同様に、あらかじめ同意のあったスペースを提供することとなります。

防災上の避難場所との比較について

国民保護法における避難施設と類似した機能を持つものとして、各市町村長が地域防災計画等に基づき指定する防災上の避難施設があります。

こうした施設は既に地域の実状を踏まえ指定されていることから、道においても指定する施設の検討に当たっては、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ指定を進める方針です。

（道国民保護計画　第２編第２章（P43））

選定に当たっては、地域の実状、国の基準等を勘案して、別の法体系により指定することとなります。参考として相異点について、以下のとおり概略を示します。

	指定権者（根拠）	指定の目的	指定の手続等	用途（根拠１）	用途（根拠２）
防災上の避難場所	市町村長（地域防災計画など）	災害に備えるため	指定権者である各市町村が地域の実状に応じ制定	避難（災害対策基本法）	救助（災害救助法）
国民保護法における避難施設	知事（国民保護法第148条）	武力攻撃事態等に備えるため	指定権者である知事が地域の実状に応じ制定	避難（国民保護法）	救援（国民保護法）